

令和7年度事業計画

(令和7年4月～令和8年3月)

基本方針

人口減少、少子高齢化が進展し、高齢者のより一層の活躍が期待される中で、シルバー人材センターは、人生100年時代を見据え、地域の高齢者が就業を通じて地域社会に貢献し、高齢者の生きがいや居場所づくりとして重要な役割を担っており、地域の特色や実情を踏まえ、より積極的に取組の強化を図っていきます。令和6年11月に施行された「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（以下「フリーランス新法」という。）の趣旨を踏まえた対応として、厚生労働省から示された基本方針に沿って、シルバー人材センター事業（以下「シルバー事業」という。）における新たな契約方式への円滑な移行を進めることとします。

こうした諸情勢を踏まえた上で、岩美町シルバー人材センターは、地域高齢者の就業機会の拡大、会員の増強、併せて「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業」の推進による発注者ニーズとのマッチングを行い、多様な働き方の提供を推進します。また、第5次中期基本計画の目標達成にむけ、新しい生活様式に対応した就業機会の開拓はもとより、「自主・自立、共働・共助」のもとに、安全第一で、地域のご理解やご協力を得ながら行政・関係諸団体と連携し、役職員・会員一丸となって信頼されるセンターづくりに努力します。

事業実施計画

(1) 就業開拓提供事業

より多くの就業を提供するためには、就業開拓と会員拡大のマッチングが重要です。就業開拓については、地域社会の担い手として存在感を発揮する観点から「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業」の取組強化により多様な働き方をアピールし、次世代の生活、同世代の生活、人手不足に苦慮する企業等を下支えする役割を果たしていきたいと思えます。そのため、「会員の拡大」は常に目指すべき最重要課題であると考えます。また、安全・適正就業開拓推進員、役職員が情報を共有して就業の拡大を図り目標達成を目指します。

会員の創意と工夫により企画する独自事業は、会員が楽しさ、やりがいを感じながら参画することでセンターの活性化につながり、地域貢献はもちろんイメージアップ効果も期待できることから、町の特産品である「マコモ」を利用したしめ飾り及びミニ門松作製・販売事業を継続します。後継会員の育成、材料の安定的な調達などの課題もありますが、事業及び事業配分金の拡大に向け一層の努力を行います。観光協会や自治会等との連携を密にし、観光事業を中心とした就業の掘り起し、対応会員の確保等、地域特性を生かした事業も展開してまいります。また、「空き家管理対策事業」等の、新規事業についても検討を進めてまいります。

《令和7年度事業目標》

(第5次中期基本計画目標・会員数、就業延人日、契約額)

- ・ 会員数 目標 172名 (年度末会員数)
- ・ 就業延人日 目標 6,300人日 (派遣、独自事業含む)
- ・ 契約額 目標 37,300千円 (派遣、独自事業含む)

＜令和7年度独自事業目標＞

- ・ しめ飾り・ミニ門松作成販売

作成個数・販売形態等において現代の生活様式等を勘案し、時代によりマッチしたものとなるよう、今後に向けて再考したいと考えます。

事業の継続のための、後継者の育成は引き続き注力します。

(2) 普及啓発事業

フリーランス新法を遵守し、シルバー事業には従来型の仕事だけでなく、多種多様な就業があることを広く周知し、イメージの転換・向上を図るとともに、高齢者の加入を促進するため、より効果的な普及啓発活動を推進します。

シルバー相談会を引き続き実施し、入会促進及び仕事の依頼受付、会員の就業相談等を行っていきます。多様化する地域ニーズに対応すべく、色々な分野の就業に従事できる会員の獲得にむけて、役職員、班長、会員が一体となって、1人1会員入会勧誘を目標として会員拡大へ注力していきます。

シルバー人材センター事業への理解や信頼を高め、公益法人として法令順守の立場から、会員の働き方に係る重要な指針である「適正就業ガイドライン」に沿った事業運営を図ると共に、新規発注者等へのガイドライン配布、ホームページでの就業の紹介、安全・適正就業開拓推進員による戸別勧誘を継続して行います。併せて、技能講習を希望する町内の高齢者への紹介等の各種広報を行い、入会を促進します。本年も10月を普及啓発月間として、ボランティア活動、ポスター掲示などシルバー人材センターのアピールを行います。

《令和7年度普及啓発活動計画》

- ・ シルバー「仕事相談会」を毎月開催 (月1回、年間12回開催予定)
- ・ 「シルバー人材センターのご案内」(発注者用)の配布
- ・ (公社)鳥取県シルバー人材センター連合会主催の講習会の受講募集
- ・ ホームページを活用したアピール
- ・ 町広報への掲載、メディア等へ取材依頼
- ・ 普及啓発月間〔10月1日～10月31日〕
(普及ポスター掲示、ボランティア活動1回)
- ・ 安全・適正就業開拓推進員による就業開拓、会員勧誘 月2回～3回
- ・ 役職員・会員による1人1会員入会勧誘活動

(3) 安全・適正就業推進事業

「安全・安心なシルバー事業」の確立を図ることは、シルバー事業の根幹をなすものであり、重篤事故、傷害事故、損害賠償事故の撲滅を図ることは、とても肝要なことであります。

岩美町シルバー人材センターに於いても、会員が今一度「安全就業基準」を理解し、実践していくことが大切です。会員同志が作業現場の安全、服装、道具等を再確認し作業にかかることを徹底します。会員の健康は安全就業に大きく影響することから、日頃の健康管理はもちろんですが、各種感染症への感染防止対策を徹底し、就業途上の交通安全を日常的に注意喚起します。会員の意識の高揚と事故防止のために安全・適正就業開拓推進員を配置し、作業現場の抜き打ち安全パトロール、個別指導を行います。

《令和7年度安全・適正就業推進計画》

- ・安全・適正就業パトロール、会員勧誘及び普及啓発 年間24回以上を予定
- ・役職員による現場指導
- ・安全就業の手引き配布
- ・健康診断の受診促進

(4) 社会活動の推進

ボランティア活動によるシルバー事業の本旨理解と、会員の社会貢献への意識拡大を図ります。シルバー人材センターが地域にとって必要な団体だと認知していただき、就業の場の提供等を検討していただくきっかけになればと考えます。例年同様に互助会と協力して公共施設の除草・雑木の手入れ、海岸清掃等行い地域貢献を進めます。また、本年も公共施設への門松寄贈を行います。

《令和7年度活動計画》

- ・ボランティア活動＜剪定、除草、清掃＞（公共施設等年1回）
- ・門松寄贈（主要公共施設数箇所）

(5) 労働者派遣事業

「適正就業ガイドライン」、「高齢者・現役世代雇用サポート事業」に沿った労働者派遣事業を展開し、請負・委任にマッチしない就業等に対し、労働関係法令への適切な対応をとった上で、シルバー派遣事業を紹介し事業の拡大に繋げます。

(6) 職業紹介事業

求職を希望する60歳以上の高齢者に対し、適正就業に沿った雇用を創出するため「有料職業紹介事業」を実施します。

(7) フリーランス新法への対応

政省令・ガイドラインに則って、フリーランス新法が規定する就業条件明示等の確実な対応を行い法令順守に努めます。

(8) 消費税における適格請求書等保存方式（インボイス）への対応

インボイス制度の施行後も、経過措置期間に応じた料金設定等の見直しや業務の効率化等により安定的な事業運営を確保できるよう態勢を整えます。

(9) シルバー事業（請負・委任）における契約方式の変更

フリーランス新法の趣旨を踏まえた対応として、厚生労働省から示された方針に基づき、発注者から会員に対して直接業務委託が行われる形式に契約方法の見直しを行います。既に移行したセンター等の状況等を参考に、発注者・会員等関係者の十分な理解を得た上で、なるべく早期に移行を完了するよう進めていきます。

(10) 公益法人制度改革への対応

令和7年4月から施行される「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律」に適切に対応し法令順守に努めます。